

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務(賦課)
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>個人住民税には市町村が課することができる市町村民税(以降、個人市町村民税と称す)と道府県が課することができる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、前年の所得金額に応じて課税される所得割と所得金額にかかわらず定額で課税される均等割からなる。また、市町村民税と道府県民税を合わせたものが住民税となる。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条の規定により、「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」となされていることから、個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課税対象者情報の把握(地方税法第294条、第295条、第318条) 2 納税者、給与支払者からの申告関係資料の受理(地方税法第317条の2、第317条の3) 3 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 4 個人住民税の賦課決定・更正等 5 納税義務者・給与支払者への税額通知の発送
③システムの名称	住民税システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 課税対象者情報ファイル 2. 課税資料ファイル 3. 課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項及び別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)(第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>：第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条 ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の4の項、命令第6条 ○第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の7の項、命令第9条 ○第2条の表の11の項、命令第13条 ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の15の項、命令第17条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の39の項、命令第41条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の49の項、命令第51条 ○第2条の表の53の項、命令第55条 ○第2条の表の57の項、命令第59条 ○第2条の表の58の項、命令第60条 ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条 ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の66の項、命令第68条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の73の項、命令第75条 ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条 ○第2条の表の81の項、命令第83条 ○第2条の表の83の項、命令第85条 ○第2条の表の84の項、命令第86条 ○第2条の表の86の項、命令第88条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の88の項、命令第90条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の90の項、命令第92条 ○第2条の表の91の項、命令第93条</p>

	○第2条の表の90の項、命令第92条 ○第2条の表の91の項、命令第93条 ○第2条の表の92の項、命令第94条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の98の項、命令第100条 ○第2条の表の106の項、命令第108条 ○第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の115の項、命令第117条 ○第2条の表の124の項、命令第126条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の129の項、命令第131条 ○第2条の表の130の項、命令第132条 ○第2条の表の132の項、命令第134条 ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の138の項、命令第140条 ○第2条の表の140の項、命令第142条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の142の項、命令第144条 ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の147の項、命令第149条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の152の項、命令第154条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の156の項、命令第158条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 ○第2条の表の160の項、命令第162条 ○第2条の表の161の項、命令第163条 ○第2条の表の163の項、命令第165条 ○第2条の表の164の項、命令第166条 ○第2条の表の165の項、命令第167条 ○第2条の表の166の項、命令第168条 ○第2条の表の167の項、命令第169条 ○第2条の表の168の項、命令第170条 ○第2条の表の169の項、命令第171条 ○第2条の表の170の項、命令第172条 ○第2条の表の171の項、命令第173条 ○第2条の表の172の項、命令第174条 ○第2条の表の173の項、命令第175条
--	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部課税課
②所属長の役職名	課税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福生市役所 市民部課税課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記述	変更後の記述	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月25日	1 関連情報 5. 定所長名	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月25日	2 新しい権利判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年12月1日	1 関連情報 4. 定法令上の権限	「別表第二における情報提供の権限」第三項(情報提供者が「市町村」の項)	「別表第二における情報提供の権限」第三項(情報提供者が「市町村」の項)	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年12月1日	1 関連情報 4. 定法令上の権限	「別表第二における情報提供の権限」第三項(情報提供者が「市町村」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.28.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項)	「別表第二における情報提供の権限」第三項(情報提供者が「市町村」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.28.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項)	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年12月1日	1 関連情報 4. 定法令上の権限	「別表第二における情報提供の権限」第一項(情報提供権)が「市町村」の項	「別表第二における情報提供の権限」第一項(情報提供権)が「市町村」の項	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月25日	1 関連情報 5. 定所長名	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月25日	2 新しい対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和2年10月25日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の権限	番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び別表第一各条第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項及び別表第一各条	事後	
令和2年12月1日	1 関連情報 4. 情報提供プラットフォームシステムによる情報連携 定法令上の権限	「別表第二における情報提供の権限」第三項(情報提供者が「市町村」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.28.27.28.29.31.34.35.37.38.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項) 別表第二における情報提供の権限 第一項(情報提供権)が「市町村」の項のうち、第二項(専断)に「地方税以外の他の地域に関する法律及びこれらの法律に基づく条約による地方の課税徴収に関する事務であって主務各令で定めるもの」が含まれる項(番号法別表第二の27の項)(別表第二各令第29条)	「番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の権限)及び行旅手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」第2条の第1項(第2条の表における情報提供の権限)第三項(情報提供者が「市町村」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) ○第2条の表の1の項、令令第3条 ○第2条の表の2の項、令令第4条 ○第2条の表の3の項、令令第5条 ○第2条の表の4の項、令令第6条 ○第2条の表の5の項、令令第7条 ○第2条の表の7の項、令令第9条 ○第2条の表の11の項、令令第13条 ○第2条の表の12の項、令令第15条 ○第2条の表の15の項、令令第17条 ○第2条の表の20の項、令令第22条 ○第2条の表の28の項、令令第30条 ○第2条の表の37の項、令令第39条 ○第2条の表の39の項、令令第41条 ○第2条の表の42の項、令令第44条 ○第2条の表の44の項、令令第46条 ○第2条の表の49の項、令令第51条 ○第2条の表の53の項、令令第55条 ○第2条の表の57の項、令令第59条 ○第2条の表の58の項、令令第60条 ○第2条の表の59の項、令令第61条 ○第2条の表の63の項、令令第65条	事後	
			○第2条の表の85の項、令令第67条 ○第2条の表の86の項、令令第68条 ○第2条の表の89の項、令令第71条 ○第2条の表の73の項、令令第73条 ○第2条の表の75の項、令令第75条 ○第2条の表の76の項、令令第76条 ○第2条の表の81の項、令令第81条 ○第2条の表の83の項、令令第83条 ○第2条の表の84の項、令令第84条 ○第2条の表の88の項、令令第88条 ○第2条の表の87の項、令令第89条 ○第2条の表の88の項、令令第90条 ○第2条の表の89の項、令令第91条 ○第2条の表の90の項、令令第92条 ○第2条の表の91の項、令令第93条 ○第2条の表の92の項、令令第94条 ○第2条の表の96の項、令令第98条 ○第2条の表の98の項、令令第100条 ○第2条の表の100の項、令令第102条 ○第2条の表の108の項、令令第110条 ○第2条の表の115の項、令令第115条 ○第2条の表の124の項、令令第124条 ○第2条の表の125の項、令令第125条 ○第2条の表の129の項、令令第129条 ○第2条の表の130の項、令令第130条 ○第2条の表の132の項、令令第132条 ○第2条の表の137の項、令令第137条 ○第2条の表の138の項、令令第138条 ○第2条の表の140の項、令令第140条		
			○第2条の表の141の項、令令第141条 ○第2条の表の142の項、令令第142条 ○第2条の表の144の項、令令第144条 ○第2条の表の147の項、令令第147条 ○第2条の表の151の項、令令第151条 ○第2条の表の152の項、令令第152条 ○第2条の表の155の項、令令第155条 ○第2条の表の156の項、令令第156条 ○第2条の表の158の項、令令第158条 ○第2条の表の160の項、令令第160条 ○第2条の表の160の項、令令第162条 ○第2条の表の161の項、令令第162条 ○第2条の表の163の項、令令第163条 ○第2条の表の164の項、令令第164条 ○第2条の表の165の項、令令第165条 ○第2条の表の168の項、令令第168条 ○第2条の表の167の項、令令第169条 ○第2条の表の168の項、令令第170条 ○第2条の表の169の項、令令第171条 ○第2条の表の170の項、令令第172条 ○第2条の表の171の項、令令第173条 ○第2条の表の172の項、令令第174条 ○第2条の表の173の項、令令第175条		
令和2年10月25日	2 新しい権利判断項目 1. 別表人数 1について特定の社会状況	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和2年10月25日	2 新しい権利判断項目 2. 別表人数 1について特定の社会状況	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	